

10. その他

- (1) 給付額の算定の基準となる給料（法第2条・法第44条・第114条・第139条・附則第33条，
施行令第23条・第29条の3・附則第37条の3，施行規則
第2条の3・第2条の7，施行規程第163条，運用方針法
第2条関係，法第44条関係）

- ① 共済組合の短期給付の給付額の算定の基準となるべき給料は，給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合は，退職の日。以下同じ。）の属する月の掛金の標準となった給料とし，その22分の1に相当する額（当該金額に5円未満の端数があるときは，これを切り捨て，5円以上10円未満の端数があるときは，これを10円に切り上げる。）をもって給料日額とする。

なお，「給料」とは，給料月額，給料の調整額及び教職調整額の合計額をいう。

最高限度額 968,000円（特別職の職員である組合員は1,210,000円）

最低限度額 79,000円（ " 98,000円）

- ② 組合の長期給付の給付額の算定となる平均給与（給料）月額は，給付事由の生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった給料の額に手当率（一般職の職員である組合員「1.25」，特別職の職員である組合員「1.00」）を乗じて得た額及び掛金の標準となった期末手当等の額（千円未満切捨て）の合算額を，その組合員期間の月数で除して得た額とする。

- ・給料の最高限度額等

最高限度額 496,000円（特別職の職員である組合員は620,000円）

最低限度額 79,000円（ " 98,000円）

- ・期末手当等の最高限度額

1,500,000円（特別職の職員である組合員も同額）

- (2) 支払未済の給付（法第47条，施行規程第102条，互助運営規則第10条）

- ① 共済組合の給付を受ける権利を有する者がその支給を受けることができた給付を受けな
いで死亡したときは，その支払を受けなかった給付（支払未済の給付）については，その
者の遺族に支給する。

なお，弔慰金又は遺族共済年金については，組合員であった者の遺族に支給されるもの
であるから，その受給権者（遺族）が受給しないうちに死亡すれば，その死亡した遺族の
遺族に支給されるのではなく，組合員であった者の他の遺族に支給する。

また，支給すべき遺族がないときは，当該死亡した者の相続人に支給する。（共済組合）

- ② 支払未済の給付を受けようとする者は，当該給付の請求書に遺族の順位等を証明するこ
とのできる書類（戸籍謄本等）及び当該給付を受けるべきであった者の死亡を証する書類
（埋火葬許可証の写等）を添えて請求する。

③ 互助組合の給付に係る支払未済の給付については、①及び②に準ずる。

(3) 給付金からの控除（法第48条，互助運営規則第19条）

① 共済組合員が給与の全部又は一部の支給を受けないことにより掛金を直接共済組合に払い込む場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料を除く。）があり、かつ、所定の期日までに払い込まなかった未納掛金があるときは、当該給付金から控除する。

② 共済組合員がその資格を喪失した場合において、その者又はその遺族等に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）があり、かつ、その者が共済組合に支払うべき金額があるときは、当該給付金から控除する。

③ 互助組合の会員又は準会員がその資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、かつ、その者が互助組合に支払うべき金額があるときは、当該給付金から控除する。

(4) 不正受給者からの費用の徴収（法第49条）

偽りその他不正の行為により共済組合から給付を受けた者がある場合には、共済組合は、その者からその給付に要した費用の全部又は一部を徴収する。

(5) 給付金に対する公租公課（法第52条）

① 共済組合の給付として支給を受ける金品に対しては、租税その他の公課は課されない。ただし、退職共済年金については課税される。

（参考） 休業手当金は課税されない。（所得税法基本通達9-24）

② 互助組合の給付として支給を受ける金品に対しては、所得税法基本通達により結婚の祝金、葬祭料、災害の見舞金等として社会通念上相当と認められるものであれば課税されない。

(6) 給付の制限（法第108条～第111条，運用方針法第108条関係，互助運営規則第18条）

① 共済組合の給付を受けるべき者が次のいずれかに該当することとなったときは、その給付の全部又は一部の支給を行わない。

ア. 故意の犯罪行為により、又は故意に給付の事由を生じさせたとき

イ. 重大な過失により給付の事由が生じたとき

ウ. 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったとき

エ. 組合が給付の支給に関し必要があると認めて診断を求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じなかったとき

オ. 掛金を組合に払い込むべき者が、払い込み期日までに掛金を納入しなかったとき

カ. 組合員若しくは組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は組合員が懲戒処分（減給又は戒告処分を除く。）を受けたとき

② 互助組合の給付等を受けるべき者が次のいずれかに該当することとなったときは、その給付の全部又は一部を行わない。

- ア. 給付の原因が故意によったとき
- イ. 給付又は貸付けの理由に虚偽があったとき
- ウ. 掛金納入又は貸付金返済の義務を履行しなかったとき
- エ. 請求又は受領に関して不正の事実があったとき

(7) **給付の請求権の時効**（法第144条の23， 互助運営規則第12条）

- ① 共済組合の給付を受ける権利は，その給付事由が生じた日から，短期給付については2年間，長期給付については5年間行わないときは，時効によって消滅する。
- ② 互助組合の給付・貸付け等の請求の権利は，その原因である事実が発生した日から満2年をもって消滅する。

(8) **給付金等の送金**（運営規則実施細則第4条， 互助事務取扱規程第9条）

公立学校共済組合並びに岡山県教育職員互助組合は，組合員（会員）に給付金・貸付金等を適正かつ安全に送金するため，組合員（会員）名義の預金口座へ組合が直接送金する口座振込制度を実施している。

① 送金方法等

ア. 送金方法

岡山県内に本店・本所を置く金融機関(岡山労働金庫が県外の労働金庫と合併統合して出来た中国労働金庫を含む)の組合員(会員)名義の申出口座へ組合から直接送金する。

イ. 送金日

毎月末日とする。ただし，12月は28日とする。

日曜日等休日の場合及び金融機関休業日の場合はその前日とする。

ウ. 送金通知

「共済・互助組合給付・貸付金等送金通知書」を毎月20日頃該当所属所長へ2部送付するので，1部を組合員（会員）に交付し，他の1部を所属所において保管する。

◆ 送金通知書の「振込金融機関名」は，別表（28頁）のとおり表示する。

② 口座登録事務処理

ア. 新規登録事務

(ア) 新規加入組合員（会員）及び派遣解除による加入組合員（会員）の口座登録

「給付・貸付金等組合員（会員）口座振込（新規・修正）申出書」（様式集58頁）により，組合員（会員）名義の口座を全員登録する。

(イ) 死亡退職者にかかる遺族の口座登録

死亡退職者については遺族に給付するので，「給付金等遺族口座振込（新規・修正）申出書」（様式集59頁）により，遺族名義の口座を登録する。

イ. 登録した口座の修正・変更

登録した口座の内容を修正するときは，修正申出書（様式集58～59頁）を速やかに提

出する。

(ア) 組合員（会員）氏名の変更に伴い「口座名義人」の修正を要する場合

- 上記修正申出書を岡山県教育庁福利課へ提出する。
- 組合員証記載事項変更申告書（様式集14頁）を共済組合員証（被扶養者証）とともに福利課へ提出する。
- 県費負担組合員が氏名を変更した場合は、翌月以降の「給与支給明細書」（毎月10～13日頃配付）で、市町村費負担組合員が氏名を変更した場合は、翌月以降の「岡山県教育職員互助組合掛金保険料等徴収明細書」（毎月10～13日頃配付）で氏名変更の確認をした後、早急に口座名義人を変更する。（27頁参照）

(イ) 登録した「口座番号」「金融機関」「店舗」を変更する場合

- 上記修正申出書により、変更後の新しい口座を登録する。
- 修正申出書備考欄に申出理由（変更した内容等）を具体的に記入する。

(ウ) 登録した「口座名義人」「口座番号」等を同時に修正（変更）する場合、上記イの（ア）（イ）により処理する。

ウ. 登録した口座の解約

組合員（会員）又は遺族が、登録した口座を解約する場合には、修正申出書を提出した後も一定期間を据置いた上で解約すること。（厳守）

(ア) 現職者……修正申出書提出後3か月間は解約しない。

(イ) 退職者……退職後6か月間は解約しない。（申出書の提出は不要）

③ その他

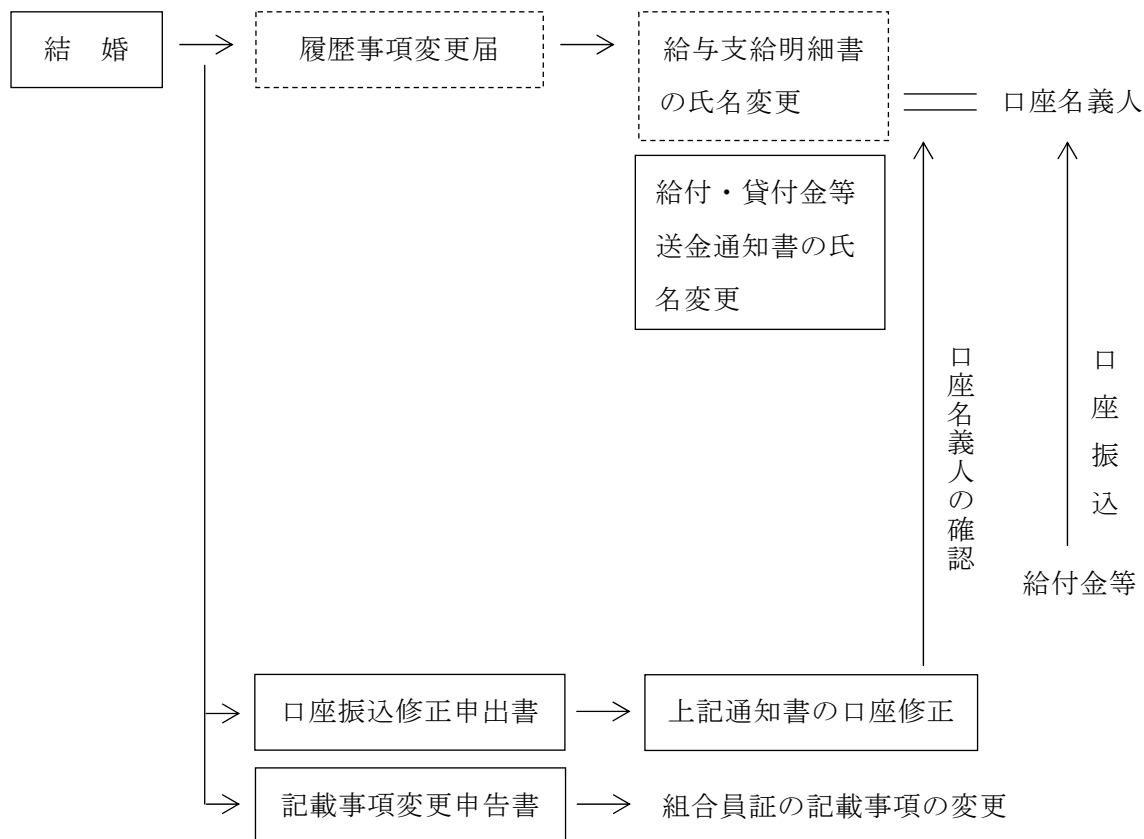
ア. 口座振込（新規・修正）申出書は、岡山県教育庁福利課へ提出すること。

イ. 口座振込（新規・修正）申出書の提出が遅延した場合は、給付金等の支給に支障が生じるので、該当者は速やかに手続きすること。

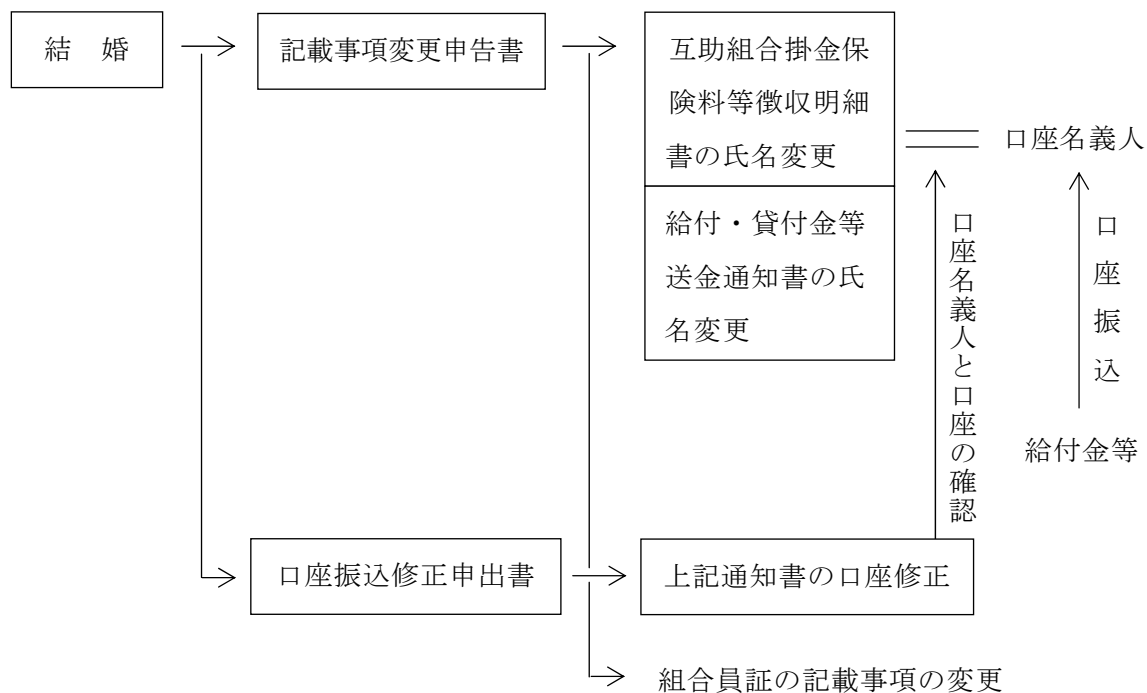
ウ. 申出口座は、今後長期間にわたって使用する口座を登録すること。

(参考)

○岡山県の電算処理により給与を支払われている組合員（会員）が婚姻等により氏名が変更になる場合



○市町村費等負担組合員（会員）が婚姻等により氏名が変更になる場合



別 表

振込金融機関名	送金通知書への表示	備 考
中 国 銀 行	チュウギン	
ト マ ト 銀 行	トマト	
お か や ま 信 用 金 庫	オカヤマシンキン	
水 島 信 用 金 庫	ミズシマシンキン	
津 山 信 用 金 庫	ツヤマシンキン	
玉 島 信 用 金 庫	タマシマシンキン	
備 北 信 用 金 庫	ビホクシンキン	
吉 備 信 用 金 庫	キビシンキン	
日 生 信 用 金 庫	ヒナセシンキン	
備 前 信 用 金 庫	ビゼンシンキン	
朝 銀 西 信 用 組 合	チョウギンニシシンクミ	
信 用 組 合 岡 山 商 銀	シンクミオカヤマショウギン	
笠 岡 信 用 組 合	カサオカシンクミ	
中 国 労 働 金 庫	チュウゴクロウキン	
農 業 協 同 組 合	〇〇農業組合の場合〇〇のみ表示する。	

(9) 掛金

共済組合掛金（法第114条）

- ・ 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち介護保険第2号被保険者の資格を有する日を含む月に限る。）につき、徴収する。
- ・ 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その月の掛金は、徴収しない。
- ・ 掛金は、組合員の給料及び期末手当等の額を標準として算定する。給料及び期末手当等の額に乗ずる数値は、公立学校共済組合の定款（長期給付については、地方公務員共済組合連合会の定款）で定める。

給料…本棒＋給料の調整額＋教職調整額

〔 最高限度額	短期	968,000円	（特別職	1,210,000円）
	長期	496,000円	（特別職	620,000円）

期末手当等…期末手当・勤勉手当

〔 最高限度額 ※	短期	5,400,000円
	長期	1,500,000円

※ 短期適用の期末手当等に係る掛金・負担金の最高限度額は年度の累計額により算定します。

互助組合掛金（運営規則第16条，事務取扱規程第4条）

- ・ 会員は毎月、給料（本棒＋教職調整額＋給料の調整額）及び扶養手当の合算額の1,000分の6を掛金として給与受領の際納入する。
- ・ 扶養手当の対象となっていない扶養家族（毎年1月1日現在）がいる場合、1人につき年額700円を特別掛金として2月給与受領の際納入する。

* 退職互助部掛金（P212参照）

(10) 育児休業期間中の共済組合・互助組合掛金免除

共済組合

- ① 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている組合員（任意継続組合員を除く）が組合に申出をしたときは、その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。
- ② 3歳未満の子を養育している組合員が、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の部分休業の承認を受けた場合等で給料の一部を受け取る月については、申出により、

当該月に係る掛金（長期給付に係るものに限る。）のうち、当該給料の一部に相当する額に掛金率を乗じて得た額を控除した額については、徴収しない。

※ 掛金の免除期間があっても、組合員資格及び給付等においては掛金を徴収された場合と同様に取り扱う。

互助組合

互助組合掛金については、財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則第16条の2の規定により、育児休業をしている会員が理事長に申出をしたときは、申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。

ただし、退職互助部掛金は免除とならない。

手続きについては、会員は公立学校共済組合岡山支部への申出をもって理事長になされたものとみなすが、準会員は共済組合の定める育児休業掛金免除申出書（様式集21頁）を準用し、理事長あてに申出をしなければならない。

なお、育児休業の期間に変更がある場合は、理事長あてに変更の申出をしなければならない。この場合において、会員は地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により共済組合に育児休業掛金免除変更の申出がなされたとき、理事長あてになされたものとみなす。準会員については、共済組合の定める育児休業掛金免除変更申出書（様式集22頁）を準用し、理事長あてに申出をしなければならない。